

第七十六号議案

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和四年三月三日提出

仙台市長 郡 和子

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険条例（昭和三十八年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。
第十四条の五中「六十三万円」を「六十五万円」に改める。
第十四条の五の十中「十九万円」を「二十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十四条の五及び第十四条の五の十の規定は、令和四年度分の保険料から適用し、令和三年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令の改正を考慮し、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の限度額を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。